

志賀原子力発電所 2号機 再起動の申し入れについて

平成20年3月14日
北陸電力株式会社

当社は、本日、石川県および志賀町に、志賀原子力発電所 2号機の再起動を申し入れいたしましたので、お知らせいたします。

当社は、志賀 2号機について、平成18年7月5日にタービン点検のために停止して以来、タービンへの整流板設置、臨界事故に係る安全対策の総点検や再発防止対策等を鋭意実施し、次のとおり安全性は十分確保したとの判断から、再起動の申し入れ(安全協定¹ 第12条² 第2項に基づく使用開始の協議)を行いました(添付資料参照)。

1. 志賀 2号機タービン羽根損傷等

損傷した羽根を取り外し、整流板を設置する等のタービンに関する作業が完了しました。また、停止中に受検すべき国の検査が終了し、健全性が確認されました。

2. 臨界事故に係る安全対策の総点検および再発防止対策

臨界事故に係る安全対策の総点検として、作業管理・臨界防止に係る手順書等の点検・改善を完了しました。(昨年5月29日お知らせ済)

また、臨界事故に係る再発防止対策については、迅速かつ確実な对外通報・報告体制などの仕組み作りは全て完了し、研修・教育などの施策についても当初の目標を達成しました。今後とも、自律的・継続的な改革・改善活動を推進してまいります。これらについては「再発防止対策検証委員会」から再発防止対策の取り組みが定着したとの評価を受け、国、石川県、志賀町にお知らせしました。(3月4日お知らせ済)

本日、国より特別な保安検査において安全対策の総点検および再発防止対策が着実に実施されていることを確認した旨の通知をいただきました。

このほか、志賀原子力発電所の耐震安全性については、次の(1)～(4)のとおり、耐震安全性を十分確保していると考えています。

- (1) 十分裕度を持った耐震設計を実施
- (2) 最新の知見に照らし常に安全性を確認
- (3) 能登半島地震を踏まえた耐震安全性を確認
- (4) 中越沖地震の揺れに対して検討し、安全上重要な機能に影響がないことを確認

また、地元の皆さまにより一層安心していただくために、耐震裕度向上工事を行ってりましたが、この工事は昨日(3月13日)完了しました。

さらに、耐震信頼性の一層の向上を目指して、平成18年に改訂された新耐震指針に照らした耐震安全性評価（中間報告）を、本日、国に提出したところです。

今後は、地域の皆さまのご理解を得るため、またご安心いただける発電所となるよう全力を尽くしてまいります。

添付資料：志賀原子力発電所2号機の使用開始の協議申入れについて

以 上

- 1 安全協定：当社が石川県及び志賀町と志賀原子力発電所の地域住民の安全確保及び生活環境の保全のために結んでいる協定。
- 2 安全協定第12条：（適切な措置の要求等）
 - 1．甲(石川県)は、地域住民の安全確保及び周辺環境の保全のため、特別な措置を講ずる必要があると認めたときは、乙(志賀町)と協議のうえ、国を通じ、又は直接丙(当社)に対し適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。
 - 2．丙は、前項の規定による措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって、速やかにこれに応ずるものとする。この場合において、丙は甲及び乙にその原因を説明するとともに、丙が講じた措置の内容及び施設の使用開始計画について協議するものとする。

原 第 105 号
平成 20 年 3 月 14 日

石川県知事
谷本 正憲 殿

北陸電力株式会社
取締役社長 永原 功

志賀原子力発電所 2 号機の使用開始の協議申入れについて

志賀原子力発電所 2 号機においては、平成 18 年 7 月 5 日にタービン点検のため停止し、その後、昨年 3 月にご報告した臨界事故に係る再発防止対策を鋭意実施してまいりましたが、この度これらについて以下のとおり対策を完了しましたので、安全協定第 12 条第 2 項に基づき、志賀原子力発電所 2 号機の使用開始について協議させていただきたくお願い申し上げます。

1. 志賀原子力発電所 2 号機タービン羽根損傷等について

損傷したタービン羽根を取り外し整流板を設置する等現在までにタービンに関する作業が完了しました。また、停止中に受検すべき国の使用前検査や定期検査等必要な検査が終了し健全性が確認されました。

2. 臨界事故に係る安全対策の総点検および再発防止対策について

安全対策の総点検として、作業管理および臨界防止に係る社内手順書等の点検・改善を完了し、昨年 5 月 29 日に国、石川県、志賀町にご報告しました。

臨界事故に係る再発防止対策につきましては、迅速かつ確実な对外通報・報告体制の整備などの仕組みづくりは全て完了し、研修・教育などの施策についても当初の目標を達成しました。今後とも自律的・継続的な改革・改善活動を推進してまいります。これらについては、本年 3 月 3 日に社外有識者からなる「再発防止対策検証委員会」より再発防止対策の取組みが定着したとの評価を受け、翌 4 日に国、石川県、志賀町に報告書を提出しました。

本日、国より特別な保安検査において安全対策の総点検および再発防止対策が着実に実施されていることを確認した旨の通知をいただきました。

以 上

原 第 106 号
平成 20 年 3 月 14 日

志賀町長
細川 義雄 殿

北陸電力株式会社
取締役社長 永原 功

志賀原子力発電所 2 号機の使用開始の協議申入れについて

志賀原子力発電所 2 号機においては、平成 18 年 7 月 5 日にタービン点検のため停止し、その後、昨年 3 月にご報告した臨界事故に係る再発防止対策を鋭意実施してまいりましたが、この度これらについて以下のとおり対策を完了しましたので、安全協定第 12 条第 2 項に基づき、志賀原子力発電所 2 号機の使用開始について協議させていただきたくお願い申し上げます。

1. 志賀原子力発電所 2 号機タービン羽根損傷等について

損傷したタービン羽根を取り外し整流板を設置する等現在までにタービンに関する作業が完了しました。また、停止中に受検すべき国の使用前検査や定期検査等必要な検査が終了し健全性が確認されました。

2. 臨界事故に係る安全対策の総点検および再発防止対策について

安全対策の総点検として、作業管理および臨界防止に係る社内手順書等の点検・改善を完了し、昨年 5 月 29 日に国、石川県、志賀町にご報告しました。

臨界事故に係る再発防止対策につきましては、迅速かつ確実な对外通報・報告体制の整備などの仕組みづくりは全て完了し、研修・教育などの施策についても当初の目標を達成しました。今後とも自律的・継続的な改革・改善活動を推進してまいります。これらについては、本年 3 月 3 日に社外有識者からなる「再発防止対策検証委員会」より再発防止対策の取組みが定着したとの評価を受け、翌 4 日に国、石川県、志賀町に報告書を提出しました。

本日、国より特別な保安検査において安全対策の総点検および再発防止対策が着実に実施されていることを確認した旨の通知をいただきました。

以 上